

## 審議案件に関する概要

令和3年10月28日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和3年3月19日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号

### 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ヤマダデンキ恵庭店 恵庭市北柏木町2丁目293番8 ほか
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ヤマダデンキ
(3)変更年月日	令和3年11月20日
(4)店舗面積の合計	(変更前) 1,990 m <sup>2</sup> (変更後) 2,350 m <sup>2</sup>
(5)施設の配置	駐車場の収容台数 (変更前) 85台 (変更後) 100台
	駐輪場の収容台数 自転車 13台 二輪車 15台
	荷さばき施設の面積 変更なし
	廃棄物保管施設の容量 変更なし
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間 変更なし
	駐車場の利用時間帯 変更なし
	駐車場の出入口数 (変更前) 3箇所 (出入口3箇所) (変更後) 4箇所 (出入口4箇所)
	荷さばき時間帯 変更なし

### 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 100 台 ≤ 100 台				
	従業員駐車場等の整備	7 台				
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	変更なし				
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式				
	搬入車両等の誘導	変更なし				
	歩行者の安全対策	・ 出入口に安全確保のための表示、一部歩行者専用道路や店舗入口には歩行者横断歩道を設置し、安全確保を図ります。				
	交通整理員の配置	繁忙期や混雑時は随時交通整理員を配置し円滑な誘導を図ります。				
除排雪による堆積方法	堆雪場は冬季期間従業員駐車場を利用します。また、堆雪場が不足の場合は計画的に早朝の排雪を行う。なお、従業員駐車場が不足するため、近くに借ります。					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60 dB	47 dB	○	
		2	60 dB	41 dB	○	
		3	55 dB	44 dB	○	
		4	55 dB	47 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1				
		2				
		3				
		4				
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
騒音問題の一般的対策		変更なし				

	荷さばき作業等の対策	変更なし
	付帯設備・施設等の対策	変更なし
	青少年等の蝟集等の対策	変更なし
	その他の対応方策	変更なし

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	変更なし
	保管場所の位置、構造等	変更なし
	運搬・処理対策	変更なし
	減量化、リサイクル等	変更なし
	調理臭、悪臭の飛散防止	変更なし
	その他の対応方策	変更なし
(4) 街並みづくり等への配慮		変更なし
(5) 防災対策への配慮		変更なし
(6) 防犯対策への配慮		変更なし
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	協議済み（北海道札幌方面千歳警察署交通課、北海道警察本部交通部交通規制課）
	地元市町村	協議済み（千歳市産業振興部商業労政課）
	道路管理者	道路構造等に関する変更なし
	その他関係機関	なし

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

#### 5. 道（石狩振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないと考える。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。